

旅館業許可申請に係る必要書類について

1. 旅館業許可申請書（様式第1号）
2. 施設の構造設備を明らかにした平面図及び立面図
3. 施設の構造設備の概要（別紙様式）
4. 付近の見取り図（施設の周囲おおむね200mの区域がわかる図面）
※おおむね100mの区域内に学校、保育所及び博物館がある場合は、その距離を明示すること
5. 消防法令適合通知書（消防署に申請）
消防機関が県知事あてに交付する通知の原本
※消防設備の検査済証ではありません
- ＜問い合わせ先＞
施設が阿南市の場合 → 阿南市消防本部予防課 0884-22-3799
施設が那賀町の場合 → 那賀町消防本部 0884-62-1191
6. 建築基準法第7条第5項に基づく検査済証
施主あてに交付される「検査済証」の写し
「検査済証」を紛失された方は、「検査済証の証明書」
なお、既存の建物を旅館業に用いる際、旅館業の用途面積が200㎡を超える場合は、用途変更の建築確認申請が必要
- ＜問い合わせ先＞ 南部総合県民局県土整備部（阿南庁舎）
企画担当 0884-24-4214
7. 申請者が法人の場合にあつては、①定款又は寄付行為の写し②登記事項証明書の原本及び③役員に関する事項
8. 井戸水等を飲料水として使用する場合は、水質検査結果の写し
※飲用に適合すること
9. 申請手数料 ¥22,000（徳島県収入証紙）

10. その他

(1) 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出：工事着工60日前に届出

＜問い合わせ先＞ 南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）

環境担当 0884-28-9858

(2) 飲食店営業の許可申請

宿泊者等に飲食の提供を行う場合は、飲食店営業の許可が必要

申請手数料 ¥18,000（徳島県収入証紙）

＜問い合わせ先＞ 南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）

生活衛生担当 0884-28-9870

(3) 特定建築物の届出

延べ面積が3,000㎡以上の建築物の場合に使用することとなってから
1ヶ月以内に届出

＜問い合わせ先＞ 南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）

生活衛生担当 0884-28-9872

(4) 公衆浴場の許可

宿泊者以外も入浴できるようにする場合は、公衆浴場法の許可が必要

申請手数料（公衆浴場許可） ¥22,000（徳島県収入証紙）

＜問い合わせ先＞ 南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）

生活衛生担当 0884-28-9872

(5) 温泉利用許可

浴槽水に温泉水を利用する場合は、温泉利用許可が必要

※公衆浴場の許可を取得している場合や旅館の入浴施設であっても温泉水
を利用する場合は利用許可が必要

申請手数料（温泉利用許可） ¥35,000（徳島県収入証紙）

＜問い合わせ先＞ 保健福祉部薬務課 血液・麻薬担当 088-621-2233

＜旅館業許可に関するお問い合わせ＞

南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）生活衛生担当 0884-28-9870